の国共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬の月額（国家公務員共済組合法第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。）の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣職員が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

二　国　当該派遣職員に係る組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

（派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令の特例）

第二条　派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	五　国家公務員法第二条第三項第十号、第十三号、第十四号又は第十六号に掲げる者で第一号から第四号の二まで又は前二号に掲げる者に準ずるもの	四の七　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第四条第七項に規定する派遣職員 五　国家公務員法第二条第三項第十号、第十三号、第十四号又は第十六号に掲げる者で第一号から第四号の二まで又は前三号に掲げる者に準ずるもの
第十三条第一項第一号	若しくは受入先弁護士法人等	、受入先弁護士法人等
	が負担すべき	若しくは組織委員会（平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第二条に規定する組織委員会をいう。次項において同じ。）が負担すべき
第十三条第二項	若しくは受入先弁護士法人等	、受入先弁護士法人等若しくは組織委員会
附則第八条第三項第一号	継続長期組合員	派遣職員（平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第四条第七項（同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員をいう。第六項において同じ。）である組合員、継続長期組合員
附則第八条第六項	継続長期組合員	派遣職員である組合員、継続長期組合員

（派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）

第三条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下この条において「地共済法」という。）第四十三条第二項の規定及び地共済法の短期給付に関する規定（地共済法第七十条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、法第四条第一項の規定により組織委員会に派遣された警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官である者（以下この条及び次条において「派遣警察庁所属職員等」という。）には、適用しない。この場合において、地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員（地共済法第百四十二条第一項に規定する国の職員をいう。以下この項において同じ。）が派遣警察庁所属職員等となったときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日の前日に地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をしたものとみなし、派遣警察庁所属職員等が地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員となったときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日に同項第一号に規定する職員となったものとみなす。

2　派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の長期給付に関する規定の適用については、組織委員会における特定業務（法第三条第一項に規定する特定業務をいう。）を公務とみなす。

3　派遣警察庁所属職員等は、地共済法第五章に規定する福祉事業を利用することができない。

4　派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用については、地共済法第百四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項中「とし、その他の職員」とあるのは「及びこれに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、同表第二条第一項第六号の項中「」とし、その他の職員」とあるのは「」並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、同表第百十三条第二項各号列記以外の部分の項中「組合員の掛金及び地方公共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体」と、「組合員の掛金及び国の負担金」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第二条に規定する組織委員会（以下「組織委員会」という。）及び国の負担金」と、同表中「第百十三条第二項各号、第三項及び第四項」を「第百十三条第二項第二号及び第三号のは」と、「地方公共団体」を「地方公共団体　組織委員会及び国」と、「国」を「第百十三条第三項及び第四項　地方公共団体　国」とあるのは「第百十六条第一項　地方公共団体　国」と、「第百十六条第一項　地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体　地方公共団体、特定地方行政法人又は職員団体の機関　組織委員会及び国」とあるのは「組織委員会及び国　組織委員会及び国」とする。

5　前項の規定により読み替えられた地共済法第百四十二条第二項の規定により読み替えられた地共済法（第一号において「読替え後の地共済法」という。）第百十三条第二項の規定により組織委員会及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一　組織委員会　当該派遣警察庁所属職員等に係る読替え後の地共済法第百十三条第二項（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額に、組織委員会支給給与月額（その月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した読替え後の地共済法第二条第一項第五号に規定する給料の額に地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下この号及び次項において「地共済令」という。）第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した読替え後の地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等の額との合計額をいう。以下この号において同じ。）を組織委員会支給給与月額と国支給給与月額（その月に